

企業の情報開示拡大化の理論的基礎

- アカウンタビリティ概念の拡張可能性を中心に -

記虎 優子（大阪成蹊短期大学）

1. はじめに

企業の情報開示において開示される情報内容の改善をめぐって、近年盛んに議論されている。そこでは、多くの場合、投資家の情報ニーズによりよく対応することに焦点が当てられている。しかし、企業環境の変化を踏まえると、投資家だけでなく、さらに様々な利害関係者の情報ニーズに同程度の重要度をもって焦点を当て、情報利用者の情報ニーズの拡大ないし多様性に対応した企業の情報開示のあり方、換言すれば、企業の情報開示において開示される情報内容の拡大可能性について検討する必要がある。ところが、その前提となる、企業の情報開示において開示される情報内容の拡大化の理論的基礎について、各論者の会計観や企業観を反映した様々な見解が示されており、未だ見解の一致が見られていない。企業の情報開示において開示される情報内容の拡大化の理論的基礎として、アカウンタビリティ概念（accountability）の拡張可能性に求める見解のほか、参加の理論に求める見解¹⁾、開示対象者保護の理論に求める見解²⁾、会計公準の拡充に求める見解³⁾、組織の正当性確保の手段に求める見解⁴⁾などがある。

本稿は、企業の情報開示において開示される情報内容の拡大化の理論的基礎として、アカウンタビリティ概念⁵⁾の拡張可能性を検討しようとするものである。アカウンタビリティ概念は、会計学に固有のものではない。アカウンタビリティ研究は、会計学だけでなく、経済学、経営学、政治学、社会学等の様々な研究領域で行われてきた⁶⁾。しかし、企業会計を前提とすると、アカウンタビリティとは、会計という技術によって企業経営の実態を説明する責任ないし義務であると言える⁷⁾。以下では、まず、会計の基本的な目的ないし枠組みの2類型を示して、利用者指向的会計理論の展開の前提として、何らかのアカウントビリティ概念に立脚することが必要であるとする見解があることを指摘する。かかる見解に立脚するならば、従来、企業の情報開示が、投資家の情報ニーズに対応することを優先してきた背景には、アカウンタビリティ概念の拡張に対するコンセンサスが十分に確立されていなかったことがあると言える。そこで、かかる検討を踏まえて、諸利害関係者の情報ニーズに対応するためには、まずアカウンタビリティ概念を拡張する必要性があることを指摘し、アカウンタビリティ概念の拡張可能性と課題について検討する。また、アカウンタビリティ概念と経営責任（management responsibility）概念の関係についても検討する。

2. 会計の基本的な目的ないし枠組みの2類型

会計の基本的な目的ないし枠組みの捉え方には、二つの代表的な見解がある。一つは、資源の委託・受託の関係を基礎として、会計を、受託者が委託者に対してアカウンタビリティを履行するための認識・測定および伝達のシステムとみる見解であり、慣行的会計な

いし伝統的会計（conventional accounting）と呼ばれる。また、かかる観点から、会計事象を分析することを試みるアプローチは、アカウントビリティ・アプローチと呼ばれる。慣行的会計ないし伝統的会計においては、企業の情報開示は、第一義的に、受託者たる経営者のアカウントビリティの履行の手段としての性格を有する。いま一つは、情報利用者への意思決定への役立ちという観点から、会計を、情報利用者の意思決定に有用な情報を提供するための認識・測定および伝達のシステムとみる見解であり、利用者指向的会計（user-oriented accounting）と呼ばれる。また、かかる観点から会計事象を分析することを試みるアプローチは、意思決定有用性アプローチと呼ばれる。利用者指向的会計においては、企業の情報開示は、第一義的に情報利用者の意思決定に有用な情報を提供するための手段としての性格を有する。

利用者指向的会計理論においては、暗黙裡に、企業は自己犠牲的に情報利用者に対して情報を提供する存在であると仮定されており、企業と情報利用者との関係の理論的基礎については深く究明されない場合が多い。しかし、利用者指向的会計理論においても、企業が情報利用者に対して情報を提供しなければならないとする理論的根拠を、アカウントビリティに求める見解がある。かかる見解に立脚するならば、企業がアカウントビリティを負っている諸利害関係者の範囲をどのように考えるのかによって、企業の情報開示において開示される情報の第一義的な情報利用者の範囲が決まる。すなわち、企業がアカウントビリティを負っていることが、企業の情報開示の前提となり、企業の情報開示は、企業がアカウントビリティを負っている情報利用者の意思決定に有用な情報を提供すべきであることになる。この意味で、企業がいかなる範囲の利害関係者に対してアカウントビリティを負っているのが、企業の情報開示がその情報ニーズに対応すべき情報利用者の範囲を決定することになる。ただし、企業がアカウントビリティを負っていない者も、企業の情報開示において開示される情報を利用することができることは、妨げられない。従って、慣行的会計ないし伝統的会計理論に立脚した場合に、企業の情報開示の第一義的な役割であるとされるアカウントビリティの履行は、利用者指向的会計理論に立脚する場合においても、企業の情報開示の役割として何ら矛盾しないし、企業の情報開示がアカウントビリティの履行の手段となることは、利用者指向的会計理論の枠組みの中に包摂され、むしろその前提となるものであるとされる⁸⁾。米国財務会計基準審議会（Financial Accounting Standards Board: FASB）、国際会計基準委員会（International Accounting Standards Committee: IASC）および英国会計基準審議会（Accounting Standards Board: ASB）の概念フレームワークはいずれも、意思決定有用性の視点だけでなく、アカウントビリティの視点も持ち合わせている。

以下では、利用者指向的会計理論に立脚する場合にも、企業から情報利用者に情報が提供されるためには、その理論的根拠として、企業が情報利用者に対してアカウントビリティを負っていること想定する必要があるとの見解に立脚して、企業の情報開示において開示される情報内容の拡大化の理論的基礎として、アカウントビリティ概念の拡張可能性を検討する。

3. アカウントビリティ概念の拡張

（1）アカウントビリティ概念の拡張の必要性

従来の外部報告会計システムにおいては、投資家を中心とする意思決定有用性アプローチが採択されてきた。上述の検討からすると、従来の外部報告会計システムにおいて、企業は、第一義的には、投資家に対するアカウンタビリティを負ってきたと解することができる。ここでいう投資家には、現在の投資家だけでなく、潜在的な投資家も含まれる。従って、より厳密には、企業は、第一義的には、投資大衆に対するアカウンタビリティを負ってきたと解することができる。本稿では、かかるアカウンタビリティを「財務的なアカウンタビリティ」と呼ぶ。このように、従来の外部報告会計システムにおいては、伝統的なステワードシップ責任に基づいた、株主に対するアカウンタビリティよりは広範なアカウンタビリティが認められてきたと言える。本稿では、伝統的なステワードシップ責任に基づいた、株主に対するアカウンタビリティを「狭義のアカウンタビリティ」と呼ぶ。以上から、従来、企業の情報開示において開示される情報の最終利用者としては、投資家が第一義的に想定され、投資家の情報ニーズに対応するべく、主として企業の経済的ないし財務的側面に関して情報開示が行われてきた。

企業規模の拡大に伴って企業が有する社会的性格が増大するにつれ、企業の社会的責任を求める声が高まっている。また、利害関係の輻輳化・重層化傾向が顕在化するとともに、企業をめぐる諸利害関係者の範囲も拡大している。さらに、最近では、コーポレート・ガバナンスに対して企業の情報開示が果たすべき役割の重要性が指摘されている。この結果、企業の情報開示も、投資家（株主）だけでなく、債権者、従業員、顧客、取引先企業、地域社会等といった様々な利害関係者の情報ニーズにこれまで以上に対応する必要性が生じている。そのためには、企業の情報開示において開示される情報内容が、企業の経済的ないし財務的側面だけでなく、社会的側面や環境的側面をも含むように拡大する必要がある。また、かかる諸利害関係者の中には、潜在的ないし将来の諸利害関係者も含まれるとするならば、企業の情報開示は、情報利用者として一般大衆までも視野に入れる必要がある。さらに、最近、環境・社会貢献などの視点を持つ多様な非営利組織（nonprofit organization or not-for-profit organization：NPO）や非政府組織（nongovernmental organization：NGO）も、企業の重要な利害関係者のひとつになりつつある。利用者指向的会計理論に立脚する場合にも、企業から情報利用者に情報が提供されるためには、その理論的根拠として、企業が情報利用者に対してアカウンタビリティを負っていることを想定する必要があるとの見解に立脚するならば、諸利害関係者の情報ニーズに対応した企業の情報開示を行うためには、その前提として、企業がアカウンタビリティを負うべき諸利害関係者の範囲が、投資大衆を超えて拡大することが必要となる。換言すると、企業の情報開示が立脚するべきアカウンタビリティ概念を拡張することと、それに対するコンセンサスを確立することが必要となる。

（２）アカウンタビリティ概念の拡張の論拠

企業が「財務的なアカウンタビリティ」よりも広範なアカウンタビリティを負うべきであるとする、次に、アカウンタビリティ概念を拡張する論拠をどこに求めるかが問題となる。以下では、アカウンタビリティ概念の拡張の論拠に関する代表的な見解を検討する⁹⁾。

委託 - 受託関係の拡張

英国会計基準運営委員会（Accounting Standards Steering Committee）の『コーポレ

ート・レポート』は、「(法律や規則によって要求されているか否かにかかわらず、)規範あるいは法的形態からみて重要であると考えられるいかなる経済実体にも義務である公に報告する責任が暗黙のうちに存在する。」¹⁰⁾として、「報告実体に関する情報に対して論理の通った権利を有する人々」、具体的には、投資家グループ、債権者グループ、従業員グループ、アナリスト・アドバイザーグループ、取引先グループ、政府、一般大衆に対するアカウンタビリティを主張し、彼らを会社報告書 (corporate reports) の利用者として想定した¹¹⁾。そして、『コーポレート・レポート』は、かかる責任を「公的アカウンタビリティ (public accountability)」と呼んだ。『コーポレート・レポート』においては、企業は、法的、倫理的または道徳的な観点から、財務的資産だけでなく、人的資産(対従業員関係)、エネルギーないし自然保護(対環境)および社会資本(対一般大衆)等といった、必ずしも財務的資産に属さない様々な資源を社会から受託しており、かかる資源に対して保管的役割 (custodial role) を果たすべきであると考えられた。「公的アカウンタビリティ」は、このような様々な資源に対する保管的役割から生起すると考えられたのである¹²⁾。

このように、『コーポレート・レポート』は、スチュワードシップ責任そのものを拡大解釈することによって生じる、企業の果たすべき広義の保管的役割に「公的アカウンタビリティ」の論拠を置いた。換言すれば、『コーポレート・レポート』においては、委託-受託関係の拡張がアカウンタビリティ概念の拡張の論拠とされたのである。

契約概念の拡張

Gray *et al.*は、株主に対する財務的なアカウンタビリティだけでなく、様々な利害関係者に対する非財務的なアカウンタビリティ¹³⁾を負っていると主張した。そして、彼らは、このような非財務的なアカウンタビリティを「社会的アカウンタビリティ (social accountability)」と呼んだ。ここで、「社会的アカウンタビリティ」とは、「成立した契約のもとで社会的責任がある行為を説明する責任」を意味する。また、「社会的責任」とは、「純粋に財務的な意味をもっておらず、何らかの(明示的にしる暗示的にしる)識別可能な契約のもとで組織に要求される活動に対する責任」を意味する¹⁴⁾。Gray *et al.*は、企業と様々な利害関係者との関係を、資源の受託・委託に基づく持分関係というよりも、その背後にあるプリンシパル-エージェント間の一定の契約を媒介とした権利・義務関係として捉えた。そして、彼らは、企業と株主との間における明示的または暗示的な厳密な意味での財務的契約だけでなく、企業と様々な利害関係者との間における明示的または暗示的な非財務的契約¹⁵⁾を想定した。「社会的アカウンタビリティ」は、このような非財務的契約から生起すると考えられたのである。

このように、Gray *et al.*は、従来の企業と株主との間における厳密な意味での財務的契約から、企業と様々な利害関係者との間における財務的・非財務的契約へと契約概念を拡張し、かかる契約概念の拡張にアカウンタビリティ概念の拡張の論拠を置いた。

(3) アカウンタビリティ概念の拡張可能性と課題

以上の検討からすると、アカウンタビリティ概念の拡張は、従来の外部報告会計システムにおける「財務的なアカウンタビリティ」概念のどの部分の拡張が可能であるかに依存する。そして、『コーポレート・レポート』の見解に立脚すれば、委託-受託関係を時間的および内容的に拡張することになるし、Gray *et al.*の見解に立脚すれば、契約概念を時間的および内容的に拡張することになる。本稿では、拡張されたアカウンタビリティ概念

を「財務的・非財務的なアカウンタビリティ」概念と呼ぶ。

以下では、委託 - 受託関係を時間的および内容的に拡張する観点と、契約概念を時間的および内容的に拡張する観点から、「狭義のアカウンタビリティ」概念、「財務的なアカウンタビリティ」概念、「財務的・非財務的なアカウンタビリティ」概念のそれぞれの概念の下で、企業が誰にアカウンタビリティを負うことになるのかについての検討を通じて、アカウンタビリティ概念の拡張可能性を検討する（図表 1 を参照）。

図表 1 アカウンタビリティ概念と企業がアカウンタビリティを負う者の関係

アカウンタビリティ概念	委託 - 受託関係の拡張の観点	契約概念の拡張の観点
「狭義のアカウンタビリティ」	財務的持分を有する現在の者（株主）	財務的契約関係にある現在の者（株主）
「財務的なアカウンタビリティ」	財務的持分を有する現在および将来の者（投資大衆）	財務的契約関係にある現在および将来の者（投資大衆）
「財務的・非財務的なアカウンタビリティ」	財務的ないし非財務的持分を有する現在および将来の者（諸利害関係者）	財務的ないし非財務的な契約関係にある現在および将来の者（諸利害関係者）

まず、委託 - 受託関係を時間的および内容的に拡張する観点から、アカウンタビリティ概念の拡張可能性を検討する。この観点からすると、「狭義のアカウンタビリティ」概念の下では、企業は、現に財務的持分を有する者、すなわち第一義的には株主に対してアカウンタビリティを負う。「財務的なアカウンタビリティ」概念の下では、このような財務的資産の提供による委託 - 受託関係が、時間的に拡張されて、現在の委託 - 受託関係だけでなく、将来の委託 - 受託関係も含まれる。従って、企業は、財務的持分を有する現在および将来の者、すなわち第一義的には投資大衆に対してアカウンタビリティを負う。「財務的・非財務的なアカウンタビリティ」概念の下では、委託 - 受託関係が、時間的にだけでなく、さらに内容的にも拡張されて、受託財産は、財務的資産に限定されない。従って、企業は、当該企業に対して財務的ないし非財務的持分を有する現在および将来の者、すなわち諸利害関係者に対してアカウンタビリティを負う。

次に、契約概念を時間的および内容的に拡張する観点から、アカウンタビリティ概念の拡張可能性を検討する。この観点からすると、「狭義のアカウンタビリティ」概念の下では、企業は、現に財務的契約関係にある者、すなわち第一義的には株主に対してアカウンタビリティを負う。「財務的なアカウンタビリティ」概念の下では、財務的契約関係が、時間的に拡張されて、現在だけでなく、将来の契約も含まれる。従って、企業は、財務的契約関係にある現在および将来の者、すなわち第一義的には投資大衆に対してアカウンタビリティを負う。「財務的・非財務的なアカウンタビリティ」概念の下では、契約関係が、時間的にだけでなく、さらに内容的にも拡張されて、厳密に財務的と規定できない契約も含まれる。従って、企業は、財務的ないし非財務的な契約関係にある現在および将来の者、

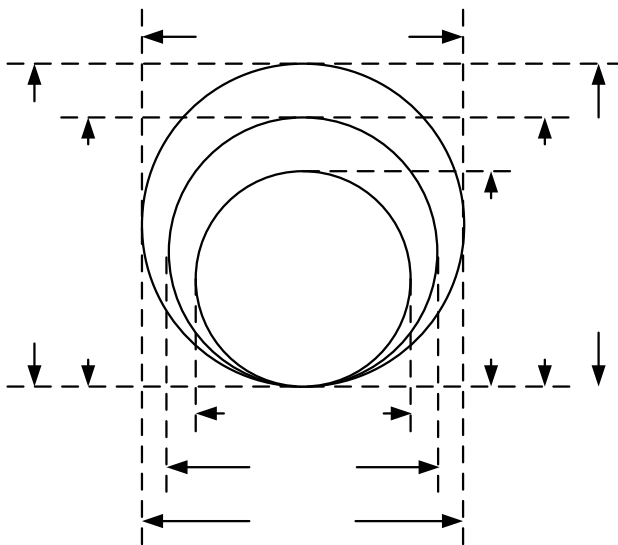
すなわち諸利害関係者に対してアカウントビリティを負う。

以上から、委託 - 受託関係を時間的および内容的に拡張する観点と、契約概念を時間的および内容的に拡張する観点のどちらからも、アカウントビリティ概念の拡張可能性を指摘することができる。しかし、いずれの観点に立脚しても、法規制によって強制されているアカウントビリティ概念の範囲を超えて、アカウントビリティ概念を拡張し、そのコンセンサスを確立することには、次の2つの理由から困難が伴う。第一に、企業の情報開示において開示される情報に関して何らかの権利的行動を法的に取り得るのは、企業に対して利害関係を法的に主張し得る者に限られる。ただし、アカウントビリティ概念は、論理的には特定の法的所有関係や契約関係を必ずしも前提とするものではない¹⁶⁾。第二に、第一義的な情報利用者の範囲を投資家から諸利害関係者に広げれば広げるほど、企業との関係を特定することがますます困難になり、アカウントビリティの履行と解除のプロセスが不明瞭になってくる。企業の情報開示においてどのような情報内容を開示すれば、企業が拡張されたアカウントビリティを履行したことになる、さらにかかる情報内容を開示することによってどのようにアカウントビリティが解除されるのかについては、後述の経営責任との関連からも分かるように、未だ十分に明らかにされていない。実際、アカウントビリティ概念の拡張には懐疑論も根強い¹⁷⁾。

4. アカウントビリティ概念と経営責任概念の関係

企業が何らかのアカウントビリティを負っているとするためには、その前提として、かかるアカウントビリティに対応した経営責任を負っていることが必要である。企業会計を前提とすると、企業は、何らかの経営責任を負っていることの会計化のプロセスを経て、かかる経営責任に基づいたアカウントビリティを負うものとされる。この意味で、アカウントビリティ概念は、経営責任概念の中に包摂される¹⁸⁾。以下では、アカウントビリティ概念と経営責任概念の関係について、検討する（図表2を参照）。

図表2 アカウントビリティ概念と経営責任概念の関係



企業は、旧来、伝統的なステュワードシップ責任に基づいて、株主に対する「狭義のアカウントビリティ」を負っているものとされてきた。そして、伝統的なステュワードシップ責任が及ぶ範囲は、基本的には、株主から受託した財務的資産の保全責任に限定されてきた。

上述のように、従来の外部報告会計システムにおいては、伝統的なステュワードシップ責任に基づいた「狭義のアカウントビリティ」概念よりは広範な、投資大衆に対する「財務的なアカウントビリティ」が認められてきた。しかし、投資大衆に対するアカウントビリティは、株主に対するアカウントビリティを単に時間的に拡張しただけである。従って、従来の外部報告会計システムにおいても、企業が負うべきアカウントビリティの範囲は、時間的な拡張はあるものの、依然として資本提供者に限定されてきたと言える。企業が果たすべき経営責任は、伝統的なステュワードシップ責任よりは拡張されて、株主から受託した財務的資産の保全責任だけでなく、その運用責任、すなわち株主から受託した財務的資産の増殖を図り、彼らのために最大の利益を追及することも含まれる。本稿ではかかる経営責任を「経済的責任」と呼ぶ。「財務的なアカウントビリティ」は、このような「経済的責任」に基づくものである。従来、企業の情報開示は、「経済的責任」に基づいた「財務的なアカウントビリティ」概念に主として立脚してきた。

上述のように、本稿では、企業の情報開示において開示される情報内容の拡大化の理論的基礎として、従来の投資大衆に対する「財務的なアカウントビリティ」概念を超えて、諸利害関係者に対する「財務的・非財務的なアカウントビリティ」までも包摂するように、アカウントビリティ概念を拡張することを検討している。企業が負うべきアカウントビリティ概念を拡張しようとするならば、同時に企業が果たすべき経営責任概念も拡張する必要がある。企業が社会的責任を遂行することに対して消極的な立場をとり、「社会的責任」=「経済的責任」であるとする見解もあるが、本稿では、企業が社会的責任を遂行することに対して積極的な立場をとり、「財務的・非財務的なアカウントビリティ」概念に対応した、企業が果たすべき広範な経営責任を「社会的責任」と呼んでいる。企業が「社会的責任」を遂行することに対して積極的な立場をとる論者の中には、「経済的責任」と「社会的責任」を別個のものとして取り扱う見解もあるが¹⁹⁾、本稿は、「経済的責任」を含めた、より広範な経営責任が「社会的責任」であるとの立場をとっている。

しかし、「社会的責任」概念の具体的内容については、論者によって様々な見解が示されており、未だ見解の一致が見られていない。なぜなら、従来の「経済的責任」概念の範囲を超える部分の経営責任は、あくまで企業が自発的に負う経営責任であり、法規制によって強制されるものではなく、また企業環境や社会の価値観の変化によって、「社会的責任」概念の範囲が影響を受け、「社会的責任」概念そのものが変化しやすいためである。例えば、企業の「社会的責任」の含意として、公害を出さないこと、地域住民の生活向上に貢献すること、身障者を雇用すること、より多くの利益を上げること、正常な経済活動を行い存続していくこと、欠陥や問題のない良質の製品を廉価で供給すること、従業員の雇用機会を確保することなどを列挙する見解がある²⁰⁾。また、「社会的責任」概念を 経済的責任、 受託者責任、 コーポレート・フィランソピイーに類型化する見解がある²¹⁾。さらには、「社会的責任」概念を 経済的責任、 法律的责任、 道徳的責任、 倫理的責任に分類する見解がある²²⁾。図表 2 では、企業環境や社会の価値観が

変化すると、「社会的責任」概念の範囲も変化することを、「企業環境や社会の価値観の変化」と「社会的責任」概念を対応させて示そうとしている。

「社会的責任」概念の具体的内容が明らかにされなければ、「社会的責任」概念に基づく「財務的・非財務的なアカウンタビリティ」概念の具体的内容も、明らかにされない。この意味で、アカウンタビリティ概念の拡張とそのコンセンサスの確立のためには、何よりもまず、「社会的責任」概念の具体的内容を明らかにすることが必要である。しかし、何をもち「社会的責任」として受容するかの合意の程度は、本質的に流動的であるから、「社会的責任」概念の合意形成は困難である。

5. おわりに

本稿では、企業の情報開示において開示される情報内容の拡大化の理論的基礎のひとつとして、アカウンタビリティ概念の拡張可能性を検討した。しかし、法規制によって強制されているアカウンタビリティ概念の範囲を超えて、アカウンタビリティ概念を拡張し、そのコンセンサスを確立することには、困難が伴う。アカウンタビリティ概念の拡張とそのコンセンサスの確立のためには、「社会的責任」概念とそれに基づく「財務的・非財務的なアカウンタビリティ」概念の具体的内容を明らかにすることによって、企業の情報開示においてどのような情報内容を開示すれば、企業がアカウンタビリティを履行したことになるのかについて明らかにすることが必要である。さらに、諸利害関係者の利害関係を明確にすることによって、企業がかかる情報内容を開示することによってどのようにアカウンタビリティが解除されるのかについて明らかにすることが必要である。

企業の情報開示において開示される情報内容の拡大化のためには、これらの課題を解決することがまず必要である。その後、利用者指向的会計理論に立脚するならば、企業の情報開示においてどのような情報を開示するのが望ましいのかは、情報利用者の情報ニーズに全面的に依存することから、広範な諸利害関係者の情報ニーズを具体的に解明することや、彼らの情報ニーズに対応して企業の情報開示において開示される情報内容を改善することが課題となるであろう。また、「社会的責任」概念の合意形成が困難である以上、企業の情報開示において開示される情報内容の拡充化の理論的基礎を、本稿で検討したアカウンタビリティ概念の拡張以外に求めることも、必要であるかもしれない。その場合には、会計理論上ほとんど定説となっている利用者指向的会計理論との整合性をどのように図るかが課題となる。企業の情報開示において開示される情報内容の拡大化のために、その理論的基礎を確固たるものにするべく、さらに研究を進めることが必要である。

注

- 1) 例えば、次の文献を参照されたい。若杉明稿「企業内容開示制度に関する基礎的考察 - 参加の理論に立脚して - 」『会計』第121巻第2号、1982年2月、37-52頁。
- 2) 例えば、次の文献を参照されたい。若杉明稿「営業報告書と付属明細書」『企業会計』第33巻第5号、1981年5月、106頁。
- 3) 例えば、次の文献を参照されたい。吉田寛著『会計理論の基礎〔第2版〕』森山書店、1985年、195-207頁。勝山進稿「ISO1400と環境会計」『社会関連会計研究』第

- 10号、1998年6月、7-8頁。
- 4) 例えば、次の文献を参照されたい。Dennis M. Patten, "Intra-Industry Environmental Disclosures in Response to the Alaskan Oil Spill: A Note on Legitimacy Theory," *Accounting, Organizations and Society*, Vol. 17, No 5, July 1992, pp. 471-475.
 - 5) "accountability" という用語には、従来「会計責任」という訳語が充てられてきた。近年、「会計責任」に代わって「報告責任」ないし「説明責任」という訳語が充てられるようになったことが指摘されている。例えば、次の文献を参照されたい。武田隆二稿「会計環境の変化と財務会計理論の現代的課題 - 会計責任と社会報告責任 - 」『會計』第143巻第1号、1993年1月、8頁。千葉準一稿「『Equity-Accountability 概念』再考」若杉明編著『コーポレート・ガバナンスと企業会計』ビジネス教育出版、1999年、85頁。しかし、論者によっては単に「アカウンタビリティ」とカタカナで表記されることも少なくない。
 - 6) 吉田寛稿「アカウンタビリティの社会的基礎」『會計』第119巻第2号、1981年2月、15頁。碓氷悟史著『アカウンタビリティ入門』中央経済社、2001年、1-2頁。
 - 7) 吉田寛稿「会計責任雑考」『會計』第108巻第3号、1975年9月、52頁。吉田寛著『社会責任 - 会計学的考察 - 』国元書房、1978年、52頁。
 - 8) William H. Beaver, "Current Trends in Corporate Disclosure," *Journal of Accountancy*, Vol. 145, No. 1, January 1978, p. 45. Edward Stamp, "Multi-Column Reporting," in Thomas A. Lee (ed.), *Development s in Financial Reporting*, Philip Allan, 1981, pp. 59-60. Vernon Kam, *Accounting Theory*, 2nd ed., Wiley, 1990, p. 48. 平松一夫稿「わが国会計情報開示制度の動向と課題」『會計』第139巻第3号、1991年3月、13頁。
 - 9) 拙稿「アカウンタビリティ概念の拡充と外部報告」『関西学院商学研究』第49巻、2001年9月、104-106頁。
 - 10) Accounting Standards Steering Committee, *The Corporate Report: A Discussion Paper Published for Comment by the Accounting Standards Steering Committee*, Accounting Standards Steering Committee, 1975, par. 1.2.
 - 11) *Ibid.*, pars. 1-8, 1-9.
 - 12) *Ibid.*, par. 1.3.
 - 13) ここでいう「非財務的アカウンタビリティ」は、厳密に財務的と規定できないアカウンタビリティを意味する。
 - 14) Rob Gray, Dave Owen and Keith Maunders, *Corporate Social Reporting: Accounting and Accountability*, Prentice-Hall, 1987, p. 4. 山上達人監訳『企業の社会報告 - 会計とアカウンタビリティ - 』白桃書房、1992年、6頁。
 - 15) ここでいう「非財務的契約」は、厳密に財務的と規定できない契約を意味する。
 - 16) 千葉準一稿「財務会計の基礎」森川八洲男・佐藤紘光・千葉準一著『会計学』有斐閣、1989年、82頁。
 - 17) 例えば、次の文献を参照されたい。北村敬子稿「会計環境の変化と財務報告の課題」『會計』第143巻第1号、1993年1月、14-27頁。
 - 18) 吉田寛著『会計情報の理論〔第2版〕』日本経営出版会、1970年、138頁。「日本会

- 計研究会スタディ・グループ会計責任に関する研究『会計責任に関する研究 - 中間報告要旨 - 』、『會計』第110巻第5号、1976年11月、129頁。徳谷昌勇著『企業社会会計論 - その基礎構造に関する理論的および実証的研究 - 』白桃書房、1977年、16頁。
- 19) 例えば、次の文献を参照されたい。徳谷、前掲書、37頁。
- 20) 若杉啓明稿「ディスクロージャの基礎理論」若杉明編著『会計とディスクロージャ』ビジネス教育出版社、1980年、3頁。
- 21) 電通総研編『企業の社会貢献（フィランソロピー） - 個人・企業・社会の共生 - 』日本経済新聞社、1991年、159-170頁。
- 22) 友杉芳正稿「会計責任の拡大と業績予測情報の開示」石郷岡克男教授古稀記念論文集刊行会編『二十一世紀資本主義経済の課題』成文堂、1993年、4-5頁。

参考文献

- Accounting Standards Steering Committee, *The Corporate Report: A Discussion Paper Published for Comment by the Accounting Standards Steering Committee*, Accounting Standards Steering Committee, 1975.
- American Accounting Association, *A Statement of Basic Accounting Theory*, American Accounting Association, 1966. 飯野利夫訳『アメリカ会計学会基礎的会計理論』国元書房、1969年。
- Beaver, William H., "Current Trends in Corporate Disclosure," *Journal of Accountancy*, Vol. 145, No. 1, January 1978, pp. 44-52.
- Gray, Rob, Dave Owen and Keith Maunders, *Corporate Social Reporting: Accounting and Accountability*, Prentice-Hall, 1987. 山上達人監訳『企業の社会報告 - 会計とアカウンタビリティ - 』白桃書房、1992年。
- Kam, Vernon, *Accounting Theory*, 2nd ed., Wiley, 1990.
- Patten, Dennis M., "Intra-Industry Environmental Disclosures in Response to the Alaskan Oil Spill: A Note on Legitimacy Theory," *Accounting, Organizations and Society*, Vol. 17, No 5, July 1992, pp. 471-475.
- Stamp, Edward, "Multi-Column Reporting," in Thomas A. Lee (ed.), *Development s in Financial Reporting*, Philip Allan, 1981, pp. 57-77.
- 碓氷悟史著『アカウンタビリティ入門』中央経済社、2001年。
- 勝山進稿「ISO1400と環境会計」『社会関連会計研究』第10号、1998年6月、1-12頁。
- 北村敬子稿「会計環境の変化と財務報告の課題」『會計』第143巻第1号、1993年1月、14-27頁。
- 武田隆二稿「会計環境の変化と財務会計理論の現代的課題 - 会計責任と社会報告責任 - 』『會計』第143巻第1号、1993年1月、1-13頁。
- 千葉準一稿「財務会計の基礎」森川八洲男・佐藤絏光・千葉準一著『会計学』有斐閣、1989年、67-93頁。

- 千葉準一稿「『Equity-Accountability 概念』再考」若杉明編著『コーポレート・ガバナンスと企業会計』ビジネス教育出版、1999年、85-95頁。
- 電通総研編『企業の社会貢献（フィランソロピー）- 個人・企業・社会の共生 - 』日本経済新聞社、1991年。
- 徳谷昌勇著『企業社会会計論 - その基礎構造に関する理論的および実証的研究 - 』白桃書房、1977年。
- 友杉芳正稿「会計責任の拡大と業績予測情報の開示」石郷岡克男教授古稀記念論文集刊行会編『二十一世紀資本主義経済の課題』成文堂、1993年、3-16頁。
- 平松一夫稿「わが国会計情報開示制度の動向と課題」『会計』第139巻第3号、1991年3月、1-19頁。
- 吉田寛著『会計情報の理論〔第2版〕』日本経営出版会、1970年。
- 吉田寛稿「会計責任雑考」『会計』第108巻第3号、1975年9月、52-64頁。
- 吉田寛著『社会責任 - 会計学的考察 - 』国元書房、1978年。
- 吉田寛稿「アカウンタビリティの社会的基礎」『会計』第119巻第2号、1981年2月、15-30頁。
- 吉田寛著『会計理論の基礎〔第2版〕』森山書店、1985年。
- 若杉明稿「営業報告書と付属明細書」『企業会計』第33巻第5号、1981年5月、100-108頁。
- 若杉明稿「企業内容開示制度に関する基礎的考察 - 参加の理論に立脚して - 」『会計』第121巻第2号、1982年2月、37-52頁。
- 若杉啓明稿「ディスクロージャの基礎理論」若杉明編著『会計とディスクロージャ』ビジネス教育出版社、1980年、3-8頁。
- 「日本会計研究学会スタディ・グループ会計責任に関する研究『会計責任に関する研究 - 中間報告要旨 - 』」『会計』第110巻第5号、1976年11月、121-138頁。
- 拙稿「アカウンタビリティ概念の拡充と外部報告」『関西学院商学研究』第49巻、2001年9月、97-122頁。